

公立大学法人山口県立大学と株式会社フォーバルとの地域の DX 推進に関する連携協定書

公立大学法人山口県立大学(以下「甲」という。)と株式会社フォーバル(以下「乙」という。)は、地域の発展に向け、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、教育、研究及び地域貢献等の分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、地域の DX 推進に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力し活動する。

- (1) DX 人材の育成に関すること
- (2) 研究活動の DX 推進に関すること
- (3) 地域の DX 推進に関すること
- (4) 大学の DX 推進に関すること
- (5) 附属周防大島高等学校の DX 人材育成等に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面(電磁的方法を含み、以下同様)による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。また相手方は、解除した当事者に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という)を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示または漏洩してはならず、また本協定の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならないものとする。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、フロッピーディスク・CD-ROM 等の電磁的媒体等その態様を問わない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本協定における秘密情報には該当しないものとする。

- (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

(5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3 第1項の規定に関わらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができるものとする。

- (1) 甲及び乙が、自己または関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士または税理士等に対して、本協定遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示するとき。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を法令または契約に基づき負担する場合に限る。
- (2) 甲及び乙が、法令等(金融商品取引所の規則を含む。)の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所または金融商品取引所により秘密情報の開示を要求または要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならないものとする。

(知的財産の取扱い)

第6条 甲及び乙は、連携協力事業の実施により発生する知的財産等については、個別の案件ごとにその取扱いを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)に定めるものをいう)について、同法を遵守して取り扱うものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有する。

2025年12月12日

甲 山口県山口市桜島六丁目2番1号
公立大学法人山口県立大学
理事長



乙 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
株式会社フォーバル
代表取締役社長

